

第 1 1 5 期 定 時 株 主 総 会 資 料 交 付 書 面 に 記 載 し な い 事 項

事 業 報 告	企業集団の現況に関する事項 財産および損益の状況の推移 主要な事業内容および営業所等 従業員の状況 主要な借入先 株式に関する事項 新株予約権等に関する事項 会計監査人に関する事項 業務の適正を確保するために必要な体制 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等
連結計算書類	連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結注記表
計 算 書 類	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表
監 査 報 告	連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 監査役会の監査報告

近鉄グループホールディングス株式会社

本内容は、法令および当社定款第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

企業集団の現況に関する事項

■ 財産および損益の状況の推移

区 分	第112期 (2022年度)	第113期 (2023年度)	第114期 (2024年度)	第115期(当期) (2025年度)
総 資 産 (百万円)	2,424,755	2,454,316	2,507,255	2,593,502
純 資 産 (百万円)	503,080	585,650	613,723	691,964
1株当たり純資産 (円)	2,338.16	2,743.84	2,861.25	3,217.00
営 業 収 益 (百万円)	1,561,002	1,629,529	1,741,787	1,750,307
運 輸 業 (百万円)	184,727	211,897	223,225	232,021
不 動 産 業 (百万円)	163,831	157,518	165,359	173,821
国 際 物 流 業 (百万円)	710,855	733,823	796,941	753,200
流 通 業 (百万円)	202,738	212,070	215,359	226,367
ホテル・レジャー業 (百万円)	300,459	317,461	344,905	369,307
そ の 他 (百万円)	35,545	45,059	45,126	47,805
調 整 (百万円)	△37,154	△48,301	△49,130	△52,215
営 業 利 益 (百万円)	67,144	87,430	84,399	89,436
経 常 利 益 (百万円)	74,612	84,638	81,538	84,577
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	91,597	47,808	46,716	53,771
1株当たり当期純利益 (円)	481.63	251.38	245.65	282.77

(注) 1. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 持分法適用関連会社であった株式会社近鉄エクスプレスを株式公開買付けにより2022年7月から連結子会社としたことに伴い、第112期の7月から国際物流セグメントを新設しております。

4. 第113期から、志摩スペイン村事業等の観光施設事業が属するセグメントを運輸業からホテル・レジャー業に変更し、第114期から、人材派遣業が属するセグメントをホテル・レジャー業からその他に変更しており、変更前年度のセグメント別営業収益を変更後の区分に基づき記載しております。

5. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第114期から適用しており、第112期まで遡って当該会計基準等を適用しております。

■ 主要な事業内容および営業所等（2026年3月31日現在）

(1) 運輸業

会社名	事業内容	主要な営業所、施設等
近畿日本鉄道株式会社	鉄軌道事業	本社（大阪市天王寺区） 車両数1,882両 営業キロ程501.1キロ 駅数286駅
近鉄バスホールディングス株式会社	旅客自動車運送業	本社（大阪市天王寺区）
国道九四フェリー株式会社	海運業	本社（大分県大分市） 佐賀関フェリーターミナル、船舶3隻ほか

(2) 不動産業

会社名	事業内容	主要な営業所、施設等
近鉄不動産株式会社	不動産業	本社（大阪市天王寺区） 阿部野橋ターミナルビル「あべのハルカス」ほか

(3) 国際物流業

会社名	事業内容	主要な営業所、施設等
株式会社近鉄エクスプレス	国際物流業	本社（東京都港区） 成田ターミナルほか

(4) 流通業

会社名	事業内容	主要な営業所、施設等
株式会社近鉄百貨店	百貨店業	本社（大阪市阿倍野区） あべのハルカス近鉄本店ほか8店
近鉄リテールホールディングス株式会社	ストア業、飲食業	本社（大阪市天王寺区）

(5) ホテル・レジャー業

会社名	事業内容	主要な営業所、施設等
KNT-CTホールディングス株式会社	旅行業	本社（東京都新宿区）
株式会社海遊館	水族館業	本社（大阪市港区） 海遊館、NIFREL（ニフレル）ほか
株式会社きんえい	映画館業、不動産賃貸業	本社（大阪市阿倍野区） あべのアポロシネマ、きんえいアポロビル
株式会社近鉄・都ホテルズ	ホテル業、旅館業	本社（大阪市天王寺区） シェラトン都ホテル東京、大阪マリオット都ホテルほか8ホテル 奈良 万葉若草の宿 三笠ほか
近鉄レジャーフリエイト株式会社	観光施設業	本社（三重県伊勢市）
KINTETSU ENTERPRISES CO. OF AMERICA	ホテル業	本社（米国カリフォルニア州） 都ハイブリッドホテル トーランス・カリフォルニア、都ホテルロサンゼルス

(6) その他

会社名	事業内容	主要な営業所、施設等
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	一般放送業、電気通信業	本社（奈良県生駒市） 放送センターほか
株式会社サカエ	金属機械器具製造・販売業	本社（大阪市城東区） 大阪営業所、寝屋川工場ほか

■ 従業員の状況（2026年3月31日現在）

44,759名（前期末比81名増）

(注) 臨時従業員を含んでおりません。

■ 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社日本政策投資銀行	164,243
株式会社三菱UFJ銀行	157,066
三井住友信託銀行株式会社	62,587
株式会社三井住友銀行	58,458
株式会社みずほ銀行	46,893

株式に関する事項

■ 発行可能株式総数（2026年3月31日現在）

500,000,000株

■ 発行済株式の総数（2026年3月31日現在）

190,662,061株

■ 株 主 数（2026年3月31日現在）

267,021名（前期末比21,027名増）

■ 大 株 主（2026年3月31日現在）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,639	12.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,347	3.9
野村 絢	5,214	2.7
日本生命保険相互会社	2,939	1.5
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,781	1.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,267	1.2
明治安田生命保険相互会社	1,629	0.9
JP MORGAN CHASE BANK 385642	1,605	0.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,419	0.7
三重交通株式会社	1,343	0.7

(注) 持株比率は、自己株式（213,735株）を除いて算出しております。

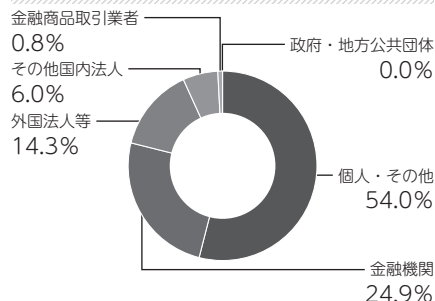
■ 当期中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当期中に、取締役（社外取締役を含みません。）8名に対し、株式報酬として当社普通株式（譲渡制限付株式）を合計7,200株交付しております。

新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

○ 所有者別株式分布状況 （2026年3月31日現在）



(注) 上記比率は単元未満株式を除いて算出しております。

会計監査人に関する事項

■ 名 称

有限責任あずさ監査法人

■ 報酬等の額

会計監査人の報酬等の額 138百万円

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 606百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の計算関係書類に関する監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査についてそれぞれの報酬等の額を区分しておりませんので、会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、有限責任あずさ監査法人の当期の監査計画および報酬等の見積りについて、その監査時間および配員計画を前期の監査計画および実績と比較分析し評価するとともに、当期における当社および連結子会社等の状況等を勘案し、検討した結果、報酬等の額は相当であると判断し、当該報酬等について同意しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社きんえいの計算関係書類の監査は、有限責任監査法人トーマツが行っております。

■ 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対し、無担保社債の発行に係るコンフォート・レターの作成を委託し、対価を支払っております。

■ 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合には、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行の状況その他の事情を勘案して、必要と認められる場合には、株主総会における会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容の決定を行う方針です。

業務の適正を確保するために必要な体制

当社では、当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決定しております。その概要および当期中における運用状況の概要は、次のとおりであります。当該体制については、必要が生じる都度、取締役会において見直しを実施することとしております。

1. 業務の適正を確保するために必要な体制の概要

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役員および使用人の行動の拠り所となる「企業行動規範」において、法令・企業倫理の遵守が経営の根幹であるとの信念を明示するとともに、具体的指標となる「法令倫理指針」を制定し、これを周知させるための措置をとる。

また、「法令倫理委員会」を設置し、法令および企業倫理に則った企業行動を推進するとともに、各部署に法令倫理責任者および法令倫理担当者を置くほか、計画的に社内研修等を実施する。さらに、法令・企業倫理や社内規程に反する行為が発生した場合に、これを早期に発見、是正するため、使用人からの通報や相談を受け付ける「法令倫理相談制度」を設ける。

反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることとし、その旨を「企業行動規範」および「法令倫理指針」に明示する。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理に関し「文書取扱規程」、「文書管理規則」、「情報セキュリティ規程」等の社内規程を整備するとともに、これらに則った適切な保存、管理を実施するため、各部署に文書管理責任者および情報セキュリティ部門責任者を置き、保存、管理状況の点検等を実施する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業等のリスクを適切に管理するため、包括規程として「リスク管理規程」を制定するとともに、「リスク管理委員会」を設置する。

「リスク管理委員会」は、各種リスクの把握・評価を通じた重要リスクの特定等を行い、その状況を定期的に取り締役会へ報告する。

また、リスクを含む重要な案件については、必要に応じて取締役会および「経営会議」、「常務役員会」、「グループ戦略会議」等の会議体において審議、報告を行う。

さらに、事故、災害等に対する危機管理に関する事項、法令・企業倫理の遵守に関する事項など特に重要と判断したリスクの管理については、全体のリスク管理体制に加えて、専門

の担当者の設置、社内規程やマニュアルの制定など個別の管理体制も整備する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決議により、適正な業務組織と分掌事項を設定し、業務執行取締役および執行役員を担当業務を明確に定める。業務執行を統轄する社長の下、業務執行取締役および執行役員に対しては、相互牽制の観点にも配慮しつつ、必要に応じて一定の基準により決裁権限を委譲する。

また、業務執行取締役、執行役員および主要な子会社の社長間の情報の共有と効率的な意思決定を図るため、「経営会議」、「常務役員会」、「グループ戦略会議」等の当社独自の会議体を常設し、個別の経営課題ごとにプロジェクトチームを組成する。

日常の業務処理については、標準化の観点から基準となるべき社内規程、マニュアル等を整備する。さらに、業務改善の促進や経営効率の向上等に資する観点から、内部監査担当部署による内部監査を実施する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ各社が遵守すべき「グループ経営管理規程」を定め、これに基づき予め定めた基準により、グループ各社からの情報収集を適時適切に行い、業務の実態および経理の状況を正確に把握する。また、これを検討、評価、是正するため、当社の内部監査部門等による監査を実施する体制を整備する。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける事業等のリスクを適切に管理するため、「リスク管理委員会」は、各種リスクの把握・評価を通じた重要リスクの特定等をグループ横断的に行い、その状況を定期的に取り締り会へ報告する。また、グループ各社におけるリスクを含む重要な案件については、必要に応じて取締役会その他の会議体において審議、報告を行う。

c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ各社の業務執行について、当社取締役会による承認の要否を定め、重要事項を除いて各社が迅速に業務を執行できる体制を整備する。また、グループ各社間の業務の連携および調整については、当社がグループ全体の企業価値向上の観点から適宜行うとともに、各社の法務、経理関係業務については、当社の担当部署が必要に応じて支援、指導を行う。

d. 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

グループ各社の法務、経理関係業務に加え、法令・企業倫理の遵守のため各社が行う教育および研修については、当社の担当部署が必要に応じて支援、指導を行う。また、法令・企業倫理等に反する行為に関し、グループ各社の役員および使用人からの通報や相談を受け付ける体制を整備する。

さらに、当社の内部監査部門は、グループ各社を対象とした監査を各社の内部監査部門

と連携して随時実施し、法令遵守状況の確認等を行うとともに、各社と相互に情報交換を行う。

このほか、当社と子会社との間での取引の公正を確保するため、通例的でないと判断できる取引については、特別に定めた審査手続を活用する。

(6) 監査役の監査に関する体制

a. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社の監査役会および監査役の監査に関する事務を処理するため、「監査役室」を置く。同室には、当社の監査役の職務を補助するための必要な専属要員として、部長、課長その他の使用人を配置する。

b. 当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

「監査役室」所属の使用人は、当社の取締役の指揮下から外れて監査役の指揮を受け、その異動および評価については常勤の監査役の同意を得る。

c. 当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査役室」所属の使用人は、当社の取締役および執行役員ならびにその指揮下にある使用人を介さず、当社の監査役から直接指示を受け、また当社の監査役に直接報告を行う。

d. 当社の監査役への報告に関する体制

(a) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役、執行役員および使用人は、当社の監査役に対して、業務執行に係る文書その他の重要な文書を回付するとともに、法定事項のほか、事業等のリスクその他の重要事項の発生を認識する都度、速やかにその内容を報告する。また、監査役が職務の必要上報告および調査を要請した場合には、積極的にこれに協力する。さらに、業務執行取締役および執行役員は、常勤の監査役と定期的に面談し、業務に関する報告等を行う。

このほか、当社の内部監査部門は、内部監査の結果を定期的に監査役へ報告する。また、「法令倫理相談制度」において、法令・企業倫理等に反する通報や相談を受け付けた場合に、その内容を必要に応じ当社の監査役へ報告する。

(b) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役から求めがあった場合に事業に関する報告および調査を行い、積極的にこれに協力するほか、内部統制上重要な事項が生じた場合には「グループ経営管理規程」に基づき報告する。また、当社の取締役、執行役員および使用人は、子会社から報告を受けた事項について、必要に応じ当社の監査役に報告する。

e. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「法令倫理相談制度規程」において、当社の監査役に報告をしたことにより不利益な扱

いをしてはならないことを明確に定めるなど、必要な措置をとる。

f. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役から、その職務の執行について、費用の前払い、支出した費用および利息の償還、負担した債務の債権者に対する弁済等が請求された場合は、監査役の職務の執行に不要なものであることが明白なときを除き、速やかにその請求に応じる。

g. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の常勤の監査役は、「経営会議」、「常務役員会」、「グループ戦略会議」等の当社の重要な会議体に出席し、意見を述べることができ、監査役会は、必要に応じて取締役、執行役員、使用人および会計監査人その他の関係者の出席を求めることができる。

2. 当期中における当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人を対象とした法令倫理教育を実施するとともに、社内外に設置している法令倫理相談窓口の周知を図り、相談があった事案については担当部門が調査のうえ対処しました。また、これらの取組み全般について法令倫理委員会に報告したほか、取締役会にも報告しました。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理状況の点検を実施したほか、不正メール検知システムの運用等の情報セキュリティ対策を実施し、またグループ会社を対象とした情報セキュリティマネジメント監査を実施するなど、情報漏洩リスクに関する対策の強化に努めました。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会等の会議体において重要案件の審議、報告を行うなど、事業等のリスクの適切な管理に努めました。また、リスク管理委員会において、当社を含むグループにおけるリスク管理状況のモニタリングおよび重要リスクの見直しを行いました。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

役員改選に伴い業務執行取締役の担当業務を定めたほか、経営会議、常務役員会等の会議体の開催、社内規程やマニュアルの整備、内部監査などを行いました。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会においてグループ会社の重要案件の審議を行ったほか、リスク管理委員会においてグループ各社のリスク管理状況のモニタリングを行いました。また、グループ各社からの情報収集や各社に対する支援および監査などを行いました。

(6) 監査役の監査に関する体制

監査役に対する稟議書の回付、監査部による内部監査結果の報告、監査役による役員ヒアリングなどを行ったほか、監査役は、経営会議、常務役員会等の会議体に出席し、業務執行取締役の職務の執行状況および経営状況の把握に努めました。

財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しております。

基本方針の内容、基本方針の実現に資する特別な取組みの内容、基本方針に照らして不適切な者によって財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容ならびに取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由は、次のとおりであります。

1. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

近鉄グループ経営理念・経営計画のもと、グループの中核をなす鉄道事業における安全性や公共性の確保とさまざまなステークホルダーとの信頼関係の維持に十分に配慮して、長期的な視点に立った企業活動を行い、またコーポレートガバナンス体制のさらなる強化に努めることが企業価値向上および株主共同の利益の確保に資すると考える。当社株式に対する大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、当該行為を受け入れるか否かについては、かかる見地から株主自身が判断するものと考えている。しかしながら、当該買付行為が株主に十分な情報提供が行われないものであるとき、十分な検討期間もないまま行われるものであるとき、買付後の経営が鉄道事業における安全性や公共性を脅かすものであるとき、実質的に経営参加の意思もなく当社グループのシナジー効果を毀損するものであるときには、当社取締役会は、判断の客観性を担保しつつ、法令に基づき適切な措置を講じ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考える。

2. 上記基本方針にかかる取組みの具体的内容

(1) 近鉄グループが目指す方向性を「地域社会のパートナー、そして新しい“時代”へ」とし、10年後の「ありたい姿」をとりまとめた「近鉄グループ長期ビジョン2035」、中期的な目標・施策を設定した「中期経営計画2028」に基づき、企業活動を行う。長期ビジョン「グループ総力の結集と果敢なチャレンジにより、国内外での暮らし・交流を支えるビジネスを柱に、持続的に価値を創造する企業グループへ進化」の実現に向けて、マルチステークホルダーとのエンゲージメントを持続的に高め、サービス・情報などにより「社会」を支える近鉄グループを目指す。その具体化に向けた重点戦略として、「あべの・上本町・なんばの魅力拡充」「伊勢志摩のブランド力強化」「夢洲周辺ベイエリア開発による事業拡大」「インバウンド需要の取込み拡大」により沿線の価値深化・活性化を図るとともに、「首都圏等沿線外での事業基盤強化、事業ドメイン拡大」「グローバルでの事業の深化・拡大、プレゼンスの向上」により沿線外・グローバルでの事業深化・拡張に取り組む。「中期経営計画2028」では、2025年度から2028年度までの期間を「長期ビジョン2035」の「種まきと育成期」と位置づけ、上記重点戦略や各部門における重点施策を着実に実行するとともに、資本効率性をより強く意識した経営を実装することで、価値を創造する企業グループへの進化に向けた「新たな基盤構築」と「着実な成長」を図る。

(2) 当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対し、買付けの目的や買付後の当社グループの経営方針など株主の皆様の判断に必要な情報の提供を求め、適時適切に情報開示を行う。また、当社取締役会は、当該買付者等から提供された情報について、企業価値向上および株主共同の利益の確保という観点から評価・検討し、必要に応じて当該買付者等と協議・交渉を行うこととする。

3. 上記2.の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

上記2.の経営計画に基づく当社の企業活動は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益の確保に資するものであると考える。

また、当社株式に対する大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対する当社取締役会の対応方針は、企業価値向上および株主共同の利益の確保という観点から、株主の皆様の判断に必要な情報の提供を買付者等に求め、これを開示することを定めるものであり、特定の株主または投資家を優遇あるいは拒絶するものではない。

したがって、当社取締役会は、上記2.の取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないとともに、役員の仕事の維持を目的とするものでない判断している。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千円単位の記載金額は千円未満を、千株単位の記載株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	746,535	流動負債	640,544
現金及び預金	214,913	支払手形及び買掛金	121,087
受取手形、売掛金及び契約資産	208,012	短期借入金	215,402
有価証券	5,662	1年以内償還社債	3,137
棚卸資産	241,915	未払金	61,747
その他	77,592	未払法人税等	19,747
貸倒引当金	△1,560	賞与引当金	16,480
固定資産	1,845,376	商品券等引換損失引当金	6,054
有形固定資産	1,464,022	その他の	196,887
建物及び構築物	539,715	固定負債	1,260,992
機械装置及び運搬具	63,694	社債	313,643
土地	756,301	長期借入金	733,357
建設仮勘定	20,071	繰延税金負債	32,827
その他	84,239	再評価に係る繰延税金負債	83,598
無形固定資産	151,896	退職給付に係る負債	10,599
のれん	49,440	その他	86,967
その他	102,455	負債合計	1,901,537
投資その他の資産	229,457	(純資産の部)	
投資有価証券	91,497	株主資本	456,622
長期貸付金	2,873	資本金	126,476
退職給付に係る資産	77,616	資本剰余金	55,779
繰延税金資産	11,599	利益剰余金	275,620
その他	46,511	自己株式	△1,253
貸倒引当金	△642	その他の包括利益累計額	155,083
繰延資産	1,590	その他有価証券評価差額金	11,819
		繰延ヘッジ損益	266
		土地再評価差額金	99,611
		為替換算調整勘定	28,779
		退職給付に係る調整累計額	14,606
		非支配株主持分	80,257
資産合計	2,593,502	純資産合計	691,964
		負債純資産合計	2,593,502

連結損益計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		1,750,307
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	1,420,305	
販売費及び一般管理費	240,565	1,660,870
営業利益		89,436
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,324	
持分法による投資利益	2,289	
その他	5,748	14,362
営業外費用		
支払利息及び社債利息	14,593	
その他	4,628	19,221
経常利益		84,577
特別利益		
工事負担金等受入額	2,892	
固定資産売却益	152	
投資有価証券売却益	7,064	
受取補償金	4,531	
その他	741	15,381
特別損失		
工事負担金等圧縮額	2,837	
固定資産除却費	1,418	
減損損失	5,915	
のれん償却額	3,329	
店舗閉鎖損失	1,330	
その他	2,559	17,390
税金等調整前当期純利益		82,568
法人税、住民税及び事業税	28,752	
法人税等調整額	△8,727	20,024
当期純利益		62,544
非支配株主に帰属する当期純利益		8,772
親会社株主に帰属する当期純利益		53,771

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月 1 日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		株 主 資 本		株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	126,476	54,734	234,814	△1,199	414,825
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△10,475		△10,475
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			53,771		53,771
自 己 株 式 の 取 得				△100	△100
自 己 株 式 の 処 分		△12		45	32
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△2,489		△2,489
持 分 法 適 用 関 連 会 社 の 持 分 変 動 差 額				0	0
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		85			85
連 結 子 会 社 株 式 の 売 却 に よ る 持 分 の 増 減		971			971
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,044	40,806	△54	41,796
当 期 末 残 高	126,476	55,779	275,620	△1,253	456,622

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	7,797	40	97,122	15,114	9,225	129,300	69,597	613,723
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△10,475
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								53,771
自 己 株 式 の 取 得								△100
自 己 株 式 の 処 分								32
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								△2,489
持 分 法 適 用 関 連 会 社 の 持 分 変 動 差 額								0
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減								85
連 結 子 会 社 株 式 の 売 却 に よ る 持 分 の 増 減								971
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	4,022	226	2,488	13,664	5,381	25,783	10,660	36,443
当 期 変 動 額 合 計	4,022	226	2,488	13,664	5,381	25,783	10,660	78,240
当 期 末 残 高	11,819	266	99,611	28,779	14,606	155,083	80,257	691,964

連結注記表

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 198社

主要な連結子会社の名称

株式会社近鉄百貨店、株式会社近鉄エクスプレス、株式会社海遊館、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社きんえい、国道九四フェリー株式会社、近畿日本鉄道株式会社、近鉄バスホールディングス株式会社、近鉄不動産株式会社、近鉄リテールホールディングス株式会社、株式会社近鉄・都ホテルズ、KNT-CTホールディングス株式会社、近鉄レジャークリエイティブ株式会社、株式会社サカエ、KINTETSU ENTERPRISES CO. OF AMERICA

(連結の範囲の変更) 新規2社 除外1社

新規設立により子会社となったKNT-CT Foods,(U.S.A.),LLC及びKWE-APLL Technology Services Pte.Ltd.を連結範囲に含めております。また、前期に連結範囲に含めていた子会社のうち、株式会社クラブツーリズム・ライフケアサービスは当社グループの保有する株式を譲渡したため、連結範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 近鉄東美タクシー株式会社

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 8社

主要な会社等の名称

近畿車輛株式会社、三重交通グループホールディングス株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称 近鉄東美タクシー株式会社

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法適用の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

償却原価法（定額法）

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法又は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法又は総平均法に基づく原価法

（但し、組合出資金等（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、当該組合の財産の持分相当額を計上）

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

百貨店商品

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

個別法に基づく原価法

売価還元法に基づく原価法

③デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

鉄軌道事業取替資産

その他の有形固定資産

取替法

主として定額法によっておりますが、一部については定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。また、企業結合により識別された顧客関連資産及び商標権については、その効果の及ぶ期間（20年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

営業債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社については、一定の繰入率により計上しているほか、債権の回収可能性を検討して計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

③商品券等引換損失引当金

一部の連結子会社において、一定期間経過後に収益に計上した未引換の商品券等について、将来の引換時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の引換見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①運輸業

鉄軌道部門において、乗車券類を購入した顧客に対し、旅客輸送サービスを提供しており、原則として乗車日に収益を認識しております。なお、定期券については、有効期間にわたって履行義務が充足されるものとし、有効期間の経過につれて収益を認識しております。

②不動産業

不動産販売部門において、一般顧客に対し、戸建て住宅やマンションの販売を行っており、買主に物件を引き渡した時点で収益を認識しております。また、不動産賃貸部門において、保有するオフィスビル及び商業施設等の賃貸を行っております。なお、当該物件の賃貸収入は、リース会計に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の源泉から生じる収益」として収益を認識しております。

③国際物流業

航空・海上貨物輸送部門及びロジスティクス部門において、航空及び海上の輸送手段を利用した国際物流業務の包括的受託等を行っており、航空・海上貨物輸送部門においては、輸送貨物の引き渡しまで一定の期間にわたって履行義務が充足されるものとし、主に目的地までの期間に応じた進捗に基づき収益を認識しております。なお、輸送期間が短期間である場合は輸送貨物を出荷又は引き渡した時点等で収益を認識しております。ロジスティクス部門においては、契約における規定に基づき、履行義務が保管物等の引き渡し等により一時点で充足されると定められている場合は、作業の完了及び保管物等の引き渡した時点等で収益を認識しており、履行義務が輸送貨物の引き渡しまで一定の期間にわたって充足する場合は、その経過期間を考慮して収益を認識しております。

④流通業

百貨店部門及びストア・飲食部門において、来店した顧客に対し、衣料品や食料品等の商品の販売を行っており、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、在庫リスク等を実質的に負担しないこと等を考慮し、代理人に該当すると判断したものについては、商品売上高の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。また、百貨店部門の一部連結子会社における取引価格の算定については、顧客との契約における対価からリベート等を控除した金額で算定しております。

⑤ホテル・レジャー業

ホテル部門において、ホテルや旅館に来店した顧客に対し、宿泊サービスを提供しており、原則として宿泊期間に応じて収益を認識しております。また、旅行部門において、顧客に対する企画旅行商品の販売や業務の受託を行っており、旅行期間又は契約期間において当該義務を履行するにつれて収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

変動金利による借入金の利息の支払いについて、将来の金利変動リスク回避を目的として金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を、外貨建の仕入債務の支払い及び外貨建予定取引について、為替の相場変動リスク軽減を目的として為替予約取引、金利通貨スワップ取引及び通貨オプション取引をそれぞれ利用しており、原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。

②退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。ただし年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準（一部の連結子会社は給付算定式基準）によっております。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生時の翌期から費用処理しております。

③工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における高架化工事や踏切道拡幅工事等を行うにあたり、地方公共団体等から工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。工事負担金等により固定資産を取得した場合には、取得原価から工事負担金等相当額を直接減額したものを固定資産の取得価額とし、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、取得原価から直接減額した金額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

④のれんの償却の期間及び方法

主として20年間の均等償却を行っております。

⑤グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、一部の在外連結子会社等の資産及び負債は、当該在外連結子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額等は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の連結計算書類に計上した金額

11,599百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、中期計画により見積られた将来の課税所得等に基づき計上しております。

(3) 翌期の連結計算書類に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損損失

(1) 当期の連結計算書類に計上した金額

5,915百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当期の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、管理会計上の区分を基準に事業ごと又は物件・店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。当期においては、一部の資産のグルーピング単位で時価が著しく下落したほか、継続して営業損益がマイナスとなり、減損の兆候があると認められたため、減損損失の認識の要否の判定を行いました。その結果、減損損失の認識が必要とされた一部の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しました。なお、正味売却価額については、外部の専門家による不動産鑑定評価額等を基に算定しております。

当期の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの金額の見積りは、中期経営計画を基礎とする将来の業績予想等を織り込んでおります。

また、外部の専門家は、対象の固定資産の価値を適切に評価するために用途に合わせた適切な指標および仮定を利用し不動産鑑定評価額等を算定しております。

(3) 翌期の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローについては、将来の不確実な経済条件や市場価額の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の結果が見積りと乖離した場合、翌期の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形、売掛金及び契約資産	770百万円
建物及び構築物	258,110百万円
機械装置及び運搬具	45,277百万円
土地	372,205百万円
無形固定資産	5,560百万円
投資有価証券	387百万円
その他	5,434百万円
計	687,746百万円

(2) 担保に係る債務 (長期借入金には1年以内返済分を含む。)

短期借入金	308百万円
長期借入金	121,114百万円
その他	3百万円
計	121,426百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

1,362,116百万円

(注) 上記には、使用权資産に係る減価償却累計額は含まれておりません。

4. 偶発債務

保証債務 (保証予約を含む。) 4,915百万円

5. 工事負担金等の圧縮記帳累計額

263,730百万円

6. 土地の再評価

当社及び一部の連結子会社において、土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額に係る税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち、持分に相当する金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。また一部の持分法適用関連会社において、事業用土地の再評価を行ったことに伴い計上された土地再評価差額金のうち、持分に相当する金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法、同条第4号に定める路線価に基づき算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日、2001年12月31日、2002年3月31日

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

190,662,061株

3. 配当に関する事項

(1) 配当の効力発生日が当期のもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	4,761	25	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	5,713	30	2025年9月30日	2025年12月8日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を提案いたします。

① 配当金の総額	5,713百万円
② 配当金の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	30円
④ 基準日	2026年3月31日
⑤ 効力発生日	2026年6月22日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、一時的に発生した余裕資金を短期的な預金等に限定して運用しております。資金調達に関しては、主として銀行等金融機関からの借入及び社債等の発行により行っております。また、デリバティブはリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、顧客等の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや財務状況の悪化リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、短期間で決済されるものであり、このうち外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

借入金及び社債等は、営業活動を行うための運転資金や設備投資資金であり、変動金利の借入金（外貨建を含む）は、支払金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクを抑制するため、各営業部門において、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

投資有価証券に係る市場価格の変動リスクや財務状況の悪化リスクを抑制するため、当社及び連結子会社の経理部門において、定期的に市場価格や発行体の財務状況を把握すること等を行っております。

外貨建債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクを抑制するため、連結子会社の経理部門において、為

替予約取引、通貨スワップ取引、金利通貨スワップ取引及び通貨オプション取引を実施して支払額の固定化を図っております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、当社及び連結子会社の経理部門において、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。

デリバティブ取引の実行及び管理は、社内管理規定等に則って、当社及び連結子会社の経理部門に集中させております。特に、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び金利通貨スワップ取引については各社の取締役会の承認を得て行っております。

なお、これらのデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の債務不履行によるリスクはほとんど発生しないと認識しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券	36,921百万円	36,879百万円	△41百万円
資産計	36,921百万円	36,879百万円	△41百万円
(2) 社債(1年以内償還予定を含む)	316,780百万円	294,559百万円	△22,220百万円
(3) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	827,355百万円	778,683百万円	△48,671百万円
負債計	1,144,135百万円	1,073,243百万円	△70,891百万円
デリバティブ取引	1,764百万円	1,764百万円	－百万円

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注3) 上表の「(1) 有価証券及び投資有価証券」には、固定資産「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上している供託中の投資有価証券（連結貸借対照表計上額44百万円）を含んでおります。

(注4) 市場価格のない株式等は、上表に含めておりません。また組合出資等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号）」第24-16項に基づき、上表に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式等	11,477百万円
組合出資等	11,127百万円

(注5) 関連会社株式は上表の「(1) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

(注6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注7) IFRS第16号及び米国会計基準ASC第842号等の適用により認識したリース債務については、上記に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
上場株式	30,012百万円	—	—	30,012百万円
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	5,872百万円	—	5,872百万円
資産計	30,012百万円	5,872百万円	—	35,884百万円
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,763百万円	—	1,763百万円
金利関連	—	1百万円	—	1百万円
デリバティブ取引計	—	1,764百万円	—	1,764百万円

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
国債・地方債等	995百万円	—	—	995百万円
資産計	995百万円	—	—	995百万円
社債 (1年以内償還予定を含む)	—	294,559百万円	—	294,559百万円
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	—	778,683百万円	—	778,683百万円
負債計	—	1,073,243百万円	—	1,073,243百万円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債・地方債等及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で地方債等及び社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

社債

市場価格（売買参考統計値等）のあるものは市場価格に基づき評価しており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっていることから、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計金額と、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定していることから、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金（外貨建を含む）のうち、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引及び一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップ取引を行っているものについては、当該金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引と一体として処理された元利金の合計金額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。ただし、金利スワップ取引を行っていない変動金利長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設などを所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	286,056百万円
時価	341,156百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な国内物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については、一定の評価額等が適切に市場価格を反映していると考えられるため当該評価額や連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,217円00銭
1株当たり当期純利益	282円77銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメント	部門	金額
運輸	鉄道	161,035百万円
	バス	30,497百万円
	タクシー	10,363百万円
	鉄道施設整備	6,879百万円
	その他運輸関連	7,439百万円
	顧客との契約から生じる収益 計	216,215百万円
	その他の収益	7,054百万円
	運輸 計	223,270百万円
不動産	不動産販売	81,756百万円
	不動産賃貸	8,358百万円
	不動産管理	34,033百万円
	顧客との契約から生じる収益 計	124,148百万円
	その他の収益	23,052百万円
	不動産 計	147,200百万円
国際物流	航空貨物輸送	275,765百万円
	海上貨物輸送	219,043百万円
	ロジスティクス	209,436百万円
	その他	47,937百万円
	顧客との契約から生じる収益 計	752,184百万円
	その他の収益	945百万円
	国際物流 計	753,129百万円
流通	百貨店	114,740百万円
	ストア・飲食	99,151百万円
	顧客との契約から生じる収益 計	213,892百万円
	その他の収益	9,559百万円
	流通 計	223,451百万円
ホテル・レジャー	ホテル	46,776百万円
	旅行	296,441百万円
	映画	2,130百万円
	水族館	9,833百万円
	観光施設	8,310百万円
	顧客との契約から生じる収益 計	363,492百万円
	その他の収益	3,665百万円
	ホテル・レジャー 計	367,158百万円
その他及び調整	顧客との契約から生じる収益	36,054百万円
	その他の収益	41百万円
	その他及び調整 計	36,096百万円
顧客との契約から生じる収益 合計		1,705,986百万円
その他の収益 合計		44,320百万円
外部顧客への売上 合計		1,750,307百万円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）「3. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当期末における残存履行義務に配分した取引価格の総額は34,554百万円であります。当該履行義務は期末後1年目に約30%、2年目に約11%、残り約59%が3年目以降に収益として認識されると見込んでおります。なお、当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	146,231	流動負債	364,268
現金及び預金	23,652	短期借入金	356,577
未収入金	1,165	1年以内償還社債	3,137
短期貸付金	120,824	未払金	1,657
貯蔵品	54	未払費用	1,222
前払費用	377	未払法人税等	83
その他	539	前受金	10
貸倒引当金	△384	預り金	258
固定資産	1,620,534	賞与引当金	105
有形固定資産	10,366	その他の	1,215
建物	3,408	固定負債	1,102,996
構築物	73	社債	313,643
工具器具備品	1,936	長期借入金	718,871
土地	4,930	繰延税金負債	69,306
建設仮勘定	1	再評価に係る繰延税金負債	1,152
その他	17	その他の	23
無形固定資産	1,382	負債合計	1,467,265
ソフトウェア	1,370	(純資産の部)	
その他	11	株主資本	297,393
投資その他の資産	1,608,785	資本金	126,476
投資有価証券	17,122	資本剰余金	60,222
関係会社株式	726,190	資本準備金	59,014
長期貸付金	859,878	その他資本剰余金	1,207
その他	5,609	利益剰余金	111,515
貸倒引当金	△16	その他利益剰余金	111,515
繰延資産	1,590	繰越利益剰余金	111,515
社債発行費	1,590	自己株式	△821
		評価・換算差額等	3,697
		その他有価証券評価差額金	2,284
		土地再評価差額金	1,413
		純資産合計	301,091
資産合計	1,768,356	負債純資産合計	1,768,356

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		
	関係会社受取配当金	27,107	
	関係会社受入手数料	10,485	
	その他の	1,693	39,286
営	業 費 用		
	一般管理費	12,729	12,729
	営 業 利 益		26,556
営	業 外 収 益		
	受取利息及び配当金	11,577	
	その他の	328	11,905
営	業 外 費 用		
	支払利息及び社債利息	13,685	
	その他の	1,752	15,437
	経 常 利 益		23,025
特	別 利 益		
	有価証券売却益	2,837	2,837
	税引前当期純利益		25,862
	法人税、住民税及び事業税	△647	
	法人税等調整額	182	△464
	当 期 純 利 益		26,327

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	126,476	59,014	1,219	60,234	95,663	△766	281,608
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△10,475		△10,475
当 期 純 利 益					26,327		26,327
自 己 株 式 の 取 得						△100	△100
自 己 株 式 の 処 分			△12	△12		45	32
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△12	△12	15,852	△54	15,784
当 期 末 残 高	126,476	59,014	1,207	60,222	111,515	△821	297,393

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	480	1,413	1,894	283,502
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△10,475
当 期 純 利 益				26,327
自 己 株 式 の 取 得				△100
自 己 株 式 の 処 分				32
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,803		1,803	1,803
当 期 変 動 額 合 計	1,803	-	1,803	17,588
当 期 末 残 高	2,284	1,413	3,697	301,091

個別注記表

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

(但し、組合出資金等(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、当該組合の財産の持分相当額を計上)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

建物

定額法

構築物

定額法

その他の有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

取引に係るリース資産

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生時から費用処理しております。数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生時の翌期から費用処理しております。なお、当期末においては年金資産が退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した

金額を超過しているため、当該超過額3,805百万円は「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主たる収益は子会社からのグループ運営分担金及び受取配当金であります。当社はグループ会社に対して、基本的役割として、経営管理及び業績評価並びにグループ各社の連携推進及び業務の支援を行っており、これを履行義務として識別し、その対価としてグループ運営分担金を収受しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債償還期間にわたり均等償却を行っております。

(2) ヘッジ会計の処理

変動金利による借入金の利息の支払いについて、将来の金利変動リスク回避を目的として金利スワップ取引を利用しており、特例処理による会計処理を行っております。

(3) グループ通算制度の適用

当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産

投資有価証券

384百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

6,396百万円

4. 偶発債務

保証債務

2,502百万円

重畳的債務引受による連帯債務

13,780百万円

5. B種種類株式の取得被請求の可能性等

当社の連結子会社であるKNT-CTホールディングス株式会社が、合同会社あかり及び合同会社まつかぜ（以下総称して「本割当先」という。）に対して、2021年6月30日に第三者割当の方法により発行した25,000百万円のB種種類株式の全部又は一部について、一定の事象が生じた場合、当社が本割当先から買取請求権の行使を受ける可能性があります。

なお、当該買取請求権が行使された場合、上記のほか、修正累積未払配当金額として、最大2,312百万円を加算して支払う義務があります。

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権

122,258百万円

関係会社に対する長期金銭債権

859,911百万円

関係会社に対する短期金銭債務

173,822百万円

7. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額に係る税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める路線価に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

38,435百万円

営業費

3,968百万円

営業取引以外の取引による取引高

12,772百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

213,735株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金負債の発生の主な原因は有価証券評価益であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子 会 社	近畿日本鉄道 株式会社	直接 100.0%	資金の貸借等	資金の貸付 (注1)	百万円 83,000	短期貸付金	百万円 79,369
				利息の受取 (注1)	5,925	長期貸付金	448,250
				配当金の受取 (注2)	13,551	未収利息	25
				グループ 運営分担金の 取受 (注2)	5,972	—	—
				債務被保証 (注3)	1,211,734	—	—
				担保の受入 (注4)	683,605	—	—
				資金の貸付 (注1)	87,300	短期貸付金	32,100
				利息の受取 (注1)	3,460	長期貸付金	276,798
株 式 会 社	株式会社 近鉄エクスプレス	直接 100.0%	資金の貸借等	資金の貸付 (注1)	17,000	長期貸付金	47,000
				配当金の受取 (注2)	9,000	—	—
株 式 会 社	K N T - C T ホールディングス 株式会社	直接 53.7% 間接 13.3%	資金の貸借等	キャッシュマ ネジメントシ ステム借入金 (注5)	84,821	短期借入金	82,352
				B種種類株式の 取得被請求の 可能性等 (注6)	27,312	—	—
株 式 会 社	近鉄住宅管理 株式会社	間接 100.0%	資金の貸借等	資金の貸付 (注1)	73,800	長期貸付金	81,880
株 式 会 社	近鉄 レジャーフリエイト 株式会社	直接 100.0%	業務の委託等	委託管理費等 の支払 (注7)	1,245	—	—
株 式 会 社	近鉄情報システム 株式会社	直接 100.0%	業務の委託等	委託管理費等 の支払 (注7)	919	—	—

1. 議決権の所有割合は近畿日本鉄道株式会社が退職給付信託に抛出した株式数を含めて算出しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (注1) 当社グループにおける資金調達の一元化に伴うものであり、金利については、調達コストに基づき決定しております。
 - (注2) 持株会社である当社が示す経営管理規程等に準拠し、決定しております。
 - (注3) 社債及び金融機関からの借入金に対して保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
 - (注4) 金融機関からの借入金に対して、近畿日本鉄道株式会社の一部の資産について担保提供を受けております。
 - (注5) キャッシュマネジメントシステム借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
 - (注6) (貸借対照表に関する注記) 「5. B種類株式の取得被請求の可能性等」に記載のとおりであります。
 - (注7) 委託管理費については、委託契約を締結し、実運営費用を基礎として決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,580円96銭
1株当たり当期純利益	138円23銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

近鉄グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 黒川 智哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前田 俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大西 洋平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、近鉄グループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、近鉄グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

近鉄グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 黒川 智哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前田 俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大西 洋平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、近鉄グループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第115期事業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、審議した結果、全員一致の意見により次のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、グループ経営管理に関する取締役の職務の執行の状況等を監査の重点項目に設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役等から事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。さらに、子会社に赴き、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を行いました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築および運用の状況を監視および検証いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等については、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人の監査への立会等により、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、随時会計監査人から監査に関する報告を受けました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2026年5月11日

近鉄グループホールディングス株式会社

監 査 役 会

監 査 役(常勤) 松 本 昭 彦 ㊟

監 査 役(常勤) 中 村 哲 夫 ㊟

監 査 役 前 田 雅 弘 ㊟

監 査 役 鈴 木 一 水 ㊟

監 査 役 井 上 美 智 子 ㊟

(注) 監査役前田雅弘、同鈴木一水および同井上美智子は、社外監査役であります。